

## 町会計年度任用職員の懲戒処分について（令和5年12月5日付け）

当町の会計年度任用職員に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を行いましたので公表します。

### ◆当事者

#### ▽被処分者

職名 会計年度任用職員

年齢 60代

性別 男性

#### ▽処分期日

令和5年12月5日

#### ▽処分内容

免職

#### ▽事案概要及び処分理由

当該会計年度任用職員は、令和5年11月2日午後6時40分頃、酒気帯び状態で自家用車を運転した上、薩摩川内市西向田町の国道3号で道路を横断していた同市内の10代小学生女兒へ接触事故を起こし、薩摩川内警察署により、同日、自動車運転処罰法違反（過失傷害）及び道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕されたものである。

交通法令の遵守については、機会あるごとに注意喚起するとともに、特に、飲酒運転については、撲滅に向けて取り組んできたにも関わらず、このような事件が発生したことは誠に遺憾であり、職員としてあるまじき行為である。

このことは、全体の奉仕者として信用を大きく失墜させるとともに、公務職場としても極めて不名誉であり、職員並びに職場全体に対する背信行為に当たるものである。

これらの行為は、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反することから処分を行うものである。

### ◆監督責任等

管理監督者は文書による訓告（令和5年12月5日付け）

### ◆町長コメント

町民の信頼を著しく失墜させたことは、誠に遺憾であり、被害を受けられた方に深くお詫び申し上げます。

今回の事件を重く受け止め、全職員に対し、あらためて服務規律の確保をはじめ、交通法令遵守の徹底及び再発防止に取り組むとともに、町民の皆様の信頼回復に努めてまいります。